参考資料５

特定家庭用機器廃棄物回収率目標達成アクションプラン（案）

平成 **28** 年 **1** 月

廃家電の回収率向上に向けたアクションプラン及び取組状況の検証に関する検討会

はじめに

平成 26 年 10 月に産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会電気・電子機器リサイクルワーキンググループ、中央環境審議会循環型社会部会家電リサイクル制度評価検討小委員会の合同会合（以下「合同会合」という。）において「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」（以下「報告書」という。）がとりまとめられた。

合同会合では、家電リサイクル法が施行されてから 13 年が経過しているが、拡大生産者責任の考え方に基づく製造業者等によるリサイクルの仕組みは、これまで適切に機能し、着実に成果を上げてきたところであり、また、平成 20 年報告書等を踏まえて、様々な制度の改善にも取り組んできたところであると、これまでの取組や成果を評価している。一方で、消費者が特定家庭用機器廃棄物を排出する際の課題・論点、家電リサイクル法ルートの内外での不適正処理に関する課題・論点等が指摘される中、更なる改善等を通じてよりよいリサイクル制度を構築していくための施策が提言された。

その施策の１つとして、社会全体として適正なリサイクルを推進することを目指すため、達成時期を明らかにした廃家電の回収率目標を設定することが提言され、平成 27 年 3 月に回収率目標（現行 49%の回収率を平成 30 年度までに 56%とする。）が家電リサイクル法の基本方針に定められた。加えて、報告書においては、各主体が回収促進に取り組むとともに、その取組について実施状況の点検を行うべきであると提言されている。

また、平成 27 年１月 30 日に開催された合同会合においても、不適正処理を減らし、回収率を上げるためには、各主体による具体的なアクションプランを作成する必要がある、との御意見をいただいたところである。

こうした背景の中、有識者や家電リサイクル制度の関係者等で構成される廃家電の回収率向上に向けたアクションプラン及び取組状況の検証に関する検討会（以下、「検討会」という。）を通じて、特定家庭用機器廃棄物の回収率向上に向けた関係主体の回収促進に係る具体的な取組とその取組状況の評価・点検を実施するための方策について検討し、「特定家庭用機器廃棄物の回収率目標達成のためのアクションプラン」としてとりまとめた。

目次

1.　回収率目標設定の背景と意義 1

1.1 回収率目標設定の背景と目的 1

1.2 回収率の算定方法に係る考え方 2

1.3 回収率の算定方法 3

2.　今後の回収率見込みと目標達成に向けた定量分析及び取組の方向性 4

2.1 回収率の推移と目標設定の考え方 4

2.1.1 回収率の推移 4

2.1.2 回収率の目標設定の考え方 4

2.2 目標の定量分析と目標達成に係る基本的な考え方 7

2.2.1 目標の定量分析 7

2.2.2 目標達成に係る基本的な考え方 7

2.2.3 目標達成に係る品目別の考え方 8

2.3 消費者の行動原理を踏まえた取組の方向性 10

2.3.1 過去のアンケート調査等による消費者の行動原理 10

2.3.2 消費者の行動原理を踏まえた取組 13

2.4 エアコンの排出特性を踏まえた取組の方向性 14

2.4.1 エアコンの特殊性（他の家電３品目との相違点）と排出挙動 14

2.4.2 エアコンの回収促進に向けた方策 16

2.4.3 回収促進に向けた各主体に想定される取組 17

3.　各主体の基本的役割と目標達成に向けた個別の取組及びその評価・点検方法 18

3.1 各主体の基本的な役割 18

3.2 回収促進に向けた各主体の基本的な取組 18

3.2.1 消費者の取組と点検方法 19

3.2.2 小売業者の取組と点検方法 20

3.2.3 製造業者等の取組と点検方法 20

3.2.4 国の取組と点検方法 21

3.2.5 市町村・都道府県の取組と点検方法 22

3.2.6 回収促進のための各主体の連携可能性 22

3.3 目標達成に向けた個別取組と評価・点検方法 24

3.3.1 目標達成に向けた個別取組の全体像 24

3.3.2 目標達成に向けた「小売業者」の個別取組と評価・点検方法 27

3.3.3 目標達成に向けた「製造業者等」の個別取組と評価・点検方法 29

3.3.4 目標達成に向けた「国」の個別取組と評価・点検方法 30

3.3.5 目標達成に向けた「市町村・都道府県」の個別取組と評価・点検方法 32

4.　目標達成に向けた全体の進捗管理（ＰＤＣＡサイクル） 34

4.1 回収率を踏まえたアクションプランフォローアップ 34

4.1.1 出荷台数ベースでの回収率のフォローアップ 34

4.1.2 その他の項目によるフォローアップ......34
4.2 アクションプランの見直し......35

5. 検討会の概要......36

5.1 委員・オブザーバ......36
5.2 スケジュール......36

1.　回収率目標設定の背景と意義

1.1　回収率目標設定の背景と目的

平成 26 年 10 月に取りまとめられた報告書において、国、製造業者等、小売業者、市町村、消費者といった各主体が積極的に特定家庭用機器廃棄物の回収促進に取り組み、社会全体として適正なリサイクルを推進するため、回収率目標を設定することが提言された。

これを受けて、家電リサイクル法の基本方針を改正し、各主体がそれぞれの立場からの積極的な取組と協力のもと、回収促進に取り組むための共通政策目標としての回収率目標が設定されたところである。

家電リサイクル制度の施行状況の評価･検討に関する報告書（平成 26 年 10 月）（抜粋）
１．消費者の視点からの家電リサイクル制度の改善に向けた具体的な施策
（１）社会全体で回収を推進していくための回収率目標（仮称）の設定
国は、製造業者等、小売業者、市町村、消費者といった各主体が積極的に特定家庭用機器廃棄物の回収促進に取り組み、社会全体として適正なリサイクルを推進することを目指すため、達成時期を明らかにした回収率目標（仮称）を設定し、家電リサイクル法第３条に基づく基本方針に位置づけるとともに、回収率や回収台数の実績について、本合同会合において毎年報告すべきである。
また、回収率を向上させるためには、単に目標を設定するだけではなく、それを達成するために各主体がそれぞれの立場で回収促進に取り組んでいくことが必要であり、各主体の取組について、本合同会合において実施状況の点検を行うべきである。
（以下略）

1.2　回収率の算定方法に係る考え方

海外（特に欧州）において既に導入されている回収目標を参考に、考えられる指標を整理すると、「排出台数を分母とする案」と「出荷台数を分母とする案」があげられる。

排出台数を分母とする案は、消費者から見て回収促進の目標としてわかりやすいが、排出台数やリユース台数が推計に基づき算定されているため、現状では正確な回収率を算定することが困難である。

一方、出荷台数を分母とする案は、実数に基づく算定が可能であるが、回収促進の結果以外の要因が指標に影響をもたらすことがある。

表 1-1　回収率目標として考えられる指標

	排出台数を分母とする案	出荷台数を分母とする案
概要 （計算式）	適正に回収･リサイクルされた台数（実数） 排出台数（リユース台数除く）（推計）	適正に回収･リサイクルされた台数（実数） 出荷台数（実数）
メリット	消費者から見て回収促進の 目標としてわかりやすい	実数に基づく算定が可能
デメリット	排出台数やリユース台数が推計に基づくため、現状は正確な算定が困難	回収促進の結果以外の要因が 指標に影響をもたらすことがある

＜参考＞欧州 WEEE 指令の取組

2012 年改正欧州 WEEE 指令では、以下のとおり回収目標を設定。

○2015 年 12 月 31 日まで：

住民 1 人当たり年間 4kg 又は過去 3 年の平均回収量のいずれか多い方

○2016 年 1 月 1 日～2018 年 12 月 31 日まで：

年間 45%（重量）：加盟国において過去 3 年間に上市された EEE の平均重量に占める回収済 WEEE の総重量の割合

○2019 年 1 月 1 日以降：

以下の 1）又は 2）

1）年間 65%（重量）：加盟国において過去 3 年間に上市された EEE の平均重量に占める回収済 WEEE の総重量の割合

2）年間 85%（重量）：加盟国において発生した WEEE の量に占める回収済 WEEE の総重量の割合

1.3　回収率の算定方法

排出台数ベースで回収率目標を設定した場合､回収を促進するという観点からは分かりやすいが、現状は排出台数の推計精度を直ちに向上させることが困難であり、回収率目標の達成・未達成が推計誤差によって大きく左右される懸念がある。

一方、出荷台数ベースで回収率目標を設定した場合、実数として正確な把握が可能であるが､市況等の回収促進以外の要因により回収率が変化する可能性がある。しかし､各品目の保有状況は定常状態にあるため、購入を伴わない廃棄、買増し分の比率はそれほど大きくは変動しないと考えられる。

こうした中､政策目標にはよりブレがない値を使用すべきとの考え方から､目標を設定する回収率は､「出荷台数」を分母とすることとなった。

ただし､回収率目標設定の趣旨に照らせば､回収促進の取組の成果がより直接的に反映される排出台数を分母とした目標設定をする方が適当と考えられることから、今後は、政府統計の活用を検討しつつ、排出台数の推計精度を向上させ、真の排出台数に近づけることで、将来的に排出台数ベースの目標設定を目指す必要がある。

＜回収率の算定方法＞

$$\text{回収率} = \frac{\text{適正に回収･リサイクルされた台数}}{\text{出荷台数}}$$

※｢適正に回収･リサイクルされた台数｣は下記のとおりとする。

①製造業者等による再商品化台数、 ②廃棄物処分許可業者等による再商品化台数

③地方公共団体による一般廃棄物としての処理台数

（ただし、②③は処理の実態について調査･確認を行っていく。）

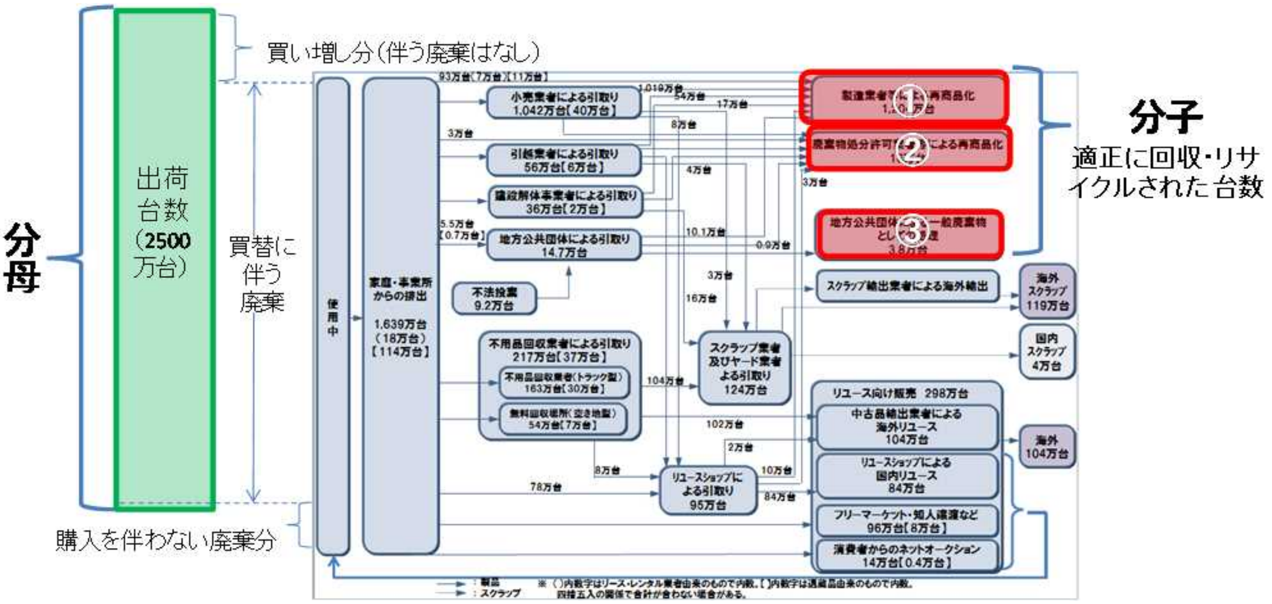

図 1-1　回収率の算定方法

2. 今後の回収率見込みと目標達成に向けた定量分析及び取組の方向性

2.1 回収率の推移と目標設定の考え方

2.1.1 回収率の推移

1.3 節で示した回収率の算定方法に基づき、算出した回収率は、図 2-1 のように推移してきている。

平成 25 年度の回収率は、4 品目合計で 49%となっている。

なお、平成 21 年度～平成 23 年度に回収率が高いのは、家電エコポイント制度による家電リサイクルへの促進効果によるものと考えられ、平成 20 年度以前は 5 割程度であったことから、今後も、社会経済上の大きな変動があり、出荷台数が大きく増大しない限りは、同程度の推移になると想定される。

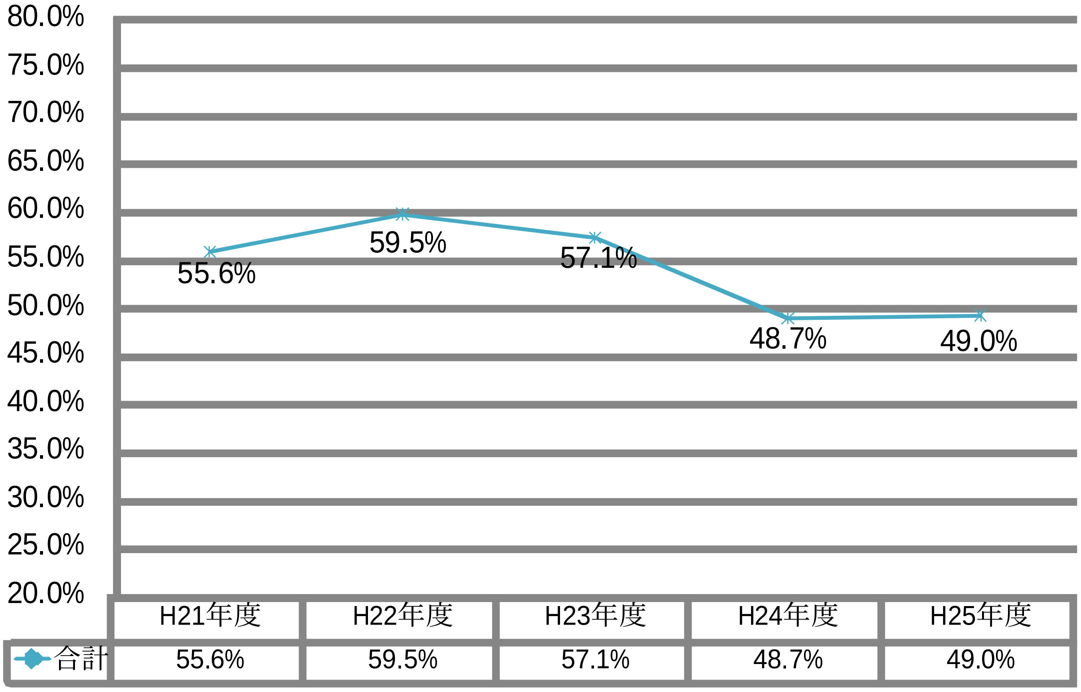

図 2-1 回収率(4 品目合計)の推移

2.1.2 回収率の目標設定の考え方

(1) 目標年次の考え方

報告書では「今回の見直しから５年後を目途に、制度検討を再度行うことが適当」とされているため、５年後（平成 31 年度）までに目標達成・未達成を判断できるようにしておくべきとの考えから、平成 31 年度時点の最新データが収集できる、平成 30 年度を目標年次として設定された。

(2) 目標の設定方法

回収率目標設定の意義は、各主体が回収促進に取り組むための共通政策目標の設定にあることから、目標設定は4品目合計としつつ、品目ごとの回収率についてもモニタリングし、評価することとされた。

(3) 目標水準の考え方

適正な排出を促す普及啓発や、家電リサイクル法や廃棄物処理法に基づく指導強化等、回収促進の取組を各主体が実施し、不適正に処理されていたものを、適正なリサイクルに回した場合の回収率を目標水準としている。

具体的には、①現状のフロー推計で把握されている不法投棄台数を半減させる、②国内で不法に処理された廃家電由来のスクラップの割合をできる限り低減する、の2点を達成した場合を目標水準としている。

平成 25 年度の回収率は、49%（1223.8 万台/2500 万台）である。大きな社会経済上の変動により、出荷台数が大きく変動することがない限り、新たな取組をしない場合には、回収率は平成30年度も平成25年度から大きく変わることはないと想定される。その前提のもとで、平成25年度から①不法投棄台数を半減（現状0.4%を0.2%）、②国内で不法に処理されたスクラップの割合をできるだけ低減（現状 6.4%を 0%程度）を達成し、①②が全て適正に回収・リサイクルされるとすると、回収率は約7%向上することから、目標水準は56%と設定された。

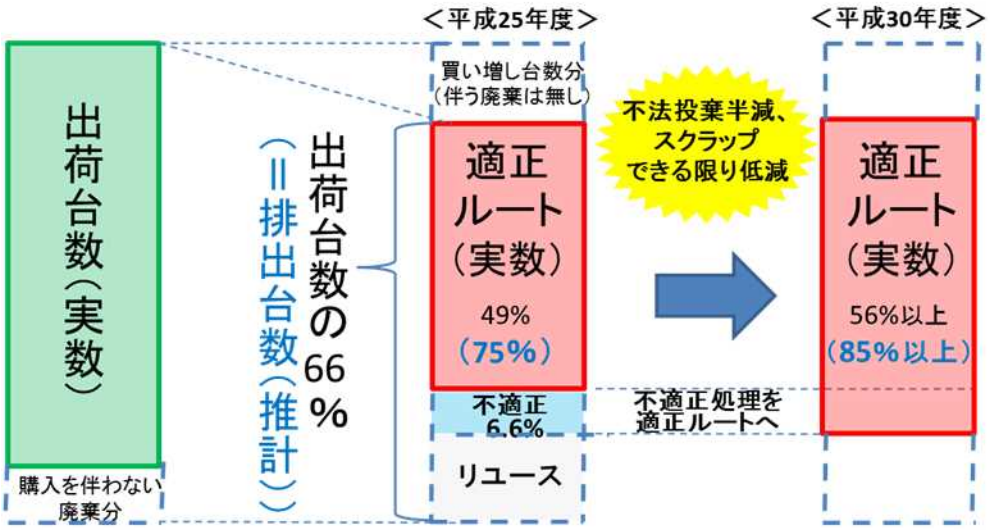

図 2-2　回収率の目標

(4) 回収実績の国際比較

表 2-1 に日欧諸国における使用済み家電製品の回収率、資源化率を比較したものを示す。対象品目が異なるので単純な比較はできないが、我が国の回収率（家電４品目に限る）は、スウェーデンを除く他の EU7 か国（WEEE 全品目）より高い水準であることがうかがえる。

表 2-1 日欧諸国における使用済家電製品の回収再資源化

	市場販売量*1 (1,000ton)	回収量 (ton)	再資源化量 (ton)	一人あたりの回収量 (kg/人)	回収率 (%)	資源化率 (%)
日本(2012)	913,644	468,022	395,567	3.68	51*2	85
デンマーク(2012)	138,988	76,206	64,292	12.7	46	84
アイルランド(2011)	96,360*3	41,092	34,759	7.6	43	85
フィンランド(2010)	148,157	50,886	45,003	9.5	34	88
ラトビア(2010)	15,289	4,287	-	2.0	28	85*4
スウェーデン(2012)	220,000*5	167,000*6	140,000*7	17.5	76	84
イギリス(2012)	1,426,244	504,563	257,000*8	7.9	35	51
フランス(2012)	1,600,000	470,556	390,000	7.4	29	83

EU諸国のデータは、European Commission-DG Environment[2)]
*1：日本は、大型家電製品のみ(エアコン、テレビ、冷蔵庫･冷凍庫、洗濯機)。1台あたりの重量を回収･再商品化された製品の平均値を用いて推計した。テレビについては、出荷をすべて平面テレビとみなし、回収･再商品化された平面テレビの平均重量を用いた
*2：メーカーの再資源化施設で受け入れたもののみを評価している。自治体処理、産廃資源化は考慮していない
*3：2010年
*4：11カテゴリーのWEEE資源化率の平均
*5：下記文献①の23kg/人から人口956万人として計算した
*6：下記文献①の17.5kg/人から人口956万人として計算した
*7：下記文献①の資源化率から計算した
*8：下記文献①の回収率から計算した
文献①：European Commission-DG Environment：Development of Guidance on Extended Producer Responsibility (EPR) Final Report, Case studies WEEE, European Commission-DG Environment (2014)

（出典) 石川雅紀：廃棄物資源循環学会誌，Vol.26, No.4, pp.268-274, 2015 より引用

2.2　目標の定量分析と目標達成に係る基本的な考え方

2.2.1　目標の定量分析

前述のとおり、平成 25 年度の回収率（約 49%）は、下記の数値をもとに算出されている。

- （分子）　適正に回収・リサイクルされた台数：1,223.8 万台
- （分母）　出荷台数：2,500 万台

回収率目標が約 56%（現状より約７%増）とされていることから、出荷台数が概ね一定と考えると約 166 万台の不適正処理を適正処理に導くイメージとなる。

2.2.2　目標達成に係る基本的な考え方

回収率目標達成を図るためには、基本的には、「不適正処理されているものを、適正処理ルートへ導く」必要がある。

「適正処理ルート」とは、下記の 3 つのルートであるが、平成 25 年度の台数は下記のとおりである。

- 製造業者等による再商品化　（1,204 万台）
- 廃棄物処分許可業者等による再商品化　（16 万台）
- 地方公共団体による一般廃棄物処理　（3.8 万台）

計 1,223.8 万台

2.1.2 のとおり、回収率目標達成に向けた具体的な対応は、「不法投棄の台数を半減する」、「国内で不法に処理されたスクラップの台数をできるだけ低減する」ことであり、その台数は下記のとおりである。

- 不法投棄の台数を半減すること
  - ✓ H25 年度：不法投棄 9.2 万台
    →<u>目標イメージ：4.6 万台削減</u>
  - ✓ 不法投棄は、一度適正処理ルートに乗れば、発生することは考えにくく、適正処理ルートに乗る前が問題となる。よって、下記のとおり、不法処理スクラップの割合を低減させ、適正処理ルートに導く取組によって、不法投棄量が削減される可能性が高いと考えられる。それに加え、排出者（個人・事業者)による不法投棄を防ぐための取組（未然防止パトロールなど）を強化することで、不法投棄台数を半減させることが可能であると考えられる。

- 国内で不法に処理されたスクラップの割合をできるだけ低減すること
  （国内外のスクラップ台数をできる限り低減）
  - ✓ H25 年度：不法処理スクラップ 161 万台
    →<u>目標イメージ：不法処理スクラップを 161 万台削減する</u>

- ✓ ただし、ここで示されている不法処理スクラップ台数は、あくまで推計によるものであり、実際には、見えないフローにおいて不法なスクラップ処理がなされている可能性がある。その場合、161 万台の不法処理スクラップを削減したとしても、不法処理スクラップがゼロになる訳ではない。
- ✓ 不法にスクラップ処理され、輸出された使用済家電は、メタルスクラップ等と称して有償で輸出されている。輸出先においては、解体や分別の後、リサイクルされていると見られるが、環境や労働安全面において不適正な取扱いが行われている恐れが高い。
- ✓ 不法なスクラップ処理を抑制するためには、これら使用済家電が廃棄物であり、スクラップ処理が廃棄物の不適正な処理であるとして取締りを強化する必要があるが、自治体においては、これらスクラップが有償取引されているということがネックとなり、廃棄物に該当するとの判断が困難であるという声が少なくない。使用済家電の廃棄物該当性については、3.19 通知の自治体への周知徹底や具体的な事例集の作成など、自治体と連携した取組を進める必要がある。
- ✓ これらの取組の結果として不法なスクラップ処理を削減していくためには、一断面を捉えた対策のみでは限界があり、かえって他に悪影響を及ぼす恐れがある（上述のとおり、不法投棄の増大など）。そのため、ユーザーからの排出時点から、水際の輸出時点まで、総合的な対策を講じ、徐々に取組を進めて行く必要がある。

2.2.3　目標達成に係る品目別の考え方

特定家庭用機器 4 品目について、品目別に回収率を比較すると（表 2-2 参照）、エアコンの回収率が他の 3 品目に比べて極端に低いことがわかる（平成 25 年度においては、テレビ：48.6%、冷蔵庫：67.2%、洗濯機：68.0%、エアコン 29.4%）。

これは、他の 3 品目と比較した場合、エアコンは、購入、利用、性状、排出の観点で特殊性を有しており（詳細：2.4 節参照）、他の 3 品目とは異なる排出挙動・メカニズムがあるため、低い回収率に留まっている可能性があるためと想定される。

上述のとおり、品目別に回収率を比較すると、4 品目合計の回収率の目標水準である約 56%を上回っている品目もある（平成 25 年度においては、冷蔵庫、洗濯機が該当）が、4 品目のすべてについて、目標達成に係る基本的な考え方への対応（不法投棄台数の半減、国内外のスクラップをできる限り低減）を図ることにより、回収率の目標水準である約 56%が達成可能となる（表 2-2 参照）。

従って、他の 3 品目と比べてその特殊性から回収率が低く、異なる排出挙動・メカニズムを有するエアコンの回収促進を図ることはもちろんではあるが、エアコン以外の品目（特に、現時点で目標水準を超えている品目）に関しても、回収率を上げるべきであるということを特記する。

表 2-2　出荷台数を分母とした場合（台数ベース）（台数単位：万台）

2013

	出荷台数	製造業者等	産廃再商品化	市町村処理	分母	分子	回収率
エアコン	942	272	5	0	942	277	29.4%
テレビ	558	265	3	3	558	271	48.6%
冷蔵庫	484	322	2	1	484	325	67.2%
洗濯機	516	345	6	0	516	351	68.0%
合計	2,500	1,204	16	4	2,500	1,224	49.0%

2012

	出荷台数	製造業者等	産廃再商品化	市町村処理	分母	分子	回収率
エアコン	852	236	11	0	852	247	29.0%
テレビ	577	295	4	4	577	303	52.6%
冷蔵庫	447	293	2	1	447	296	66.2%
洗濯機	504	311	2	0	504	313	62.2%
合計	2,380	1,134	20	5	2,380	1,159	48.7%

2011

	出荷台数	製造業者等	産廃再商品化	市町村処理	分母	分子	回収率
エアコン	830	237	0	0	830	237	28.6%
テレビ	1,660	1,127	0	6	1,660	1,133	68.3%
冷蔵庫	445	284	0	1	445	285	64.0%
洗濯機	504	310	0	1	504	311	61.6%
合計	3,440	1,957	0	8	3,440	1,965	57.1%

2010

	出荷台数	製造業者等	産廃再商品化	市町村処理	分母	分子	回収率
エアコン	834	307	0	0	834	307	36.8%
テレビ	2,568	1,617	0	4	2,568	1,621	63.1%
冷蔵庫	461	338	0	1	461	339	73.5%
洗濯機	479	316	0	1	479	317	66.1%
合計	4,341	2,579	0	6	4,341	2,585	59.5%

2009

	出荷台数	製造業者等	産廃再商品化	市町村処理	分母	分子	回収率
エアコン	691	211	0	0	691	212	30.6%
テレビ	1,591	939	0	4	1,591	943	59.3%
冷蔵庫	423	298	0	1	423	299	70.7%
洗濯機	445	303	0	1	445	304	68.3%
合計	3,150	1,752	0	6	3,150	1,758	55.6%

※テレビはブラウン管式テレビ＋薄型テレビ

表 2-3　具体的な対応実施後の回収率（%）

2013

	不法投棄	不法投棄半減	国内スクラップ	海外スクラップ	スクラップ合計	分子(期待値)	回収率
エアコン	0.1	0.05	2	47	49	326	35%
テレビ	6.56	3.28	1	36	37	315	56%
冷蔵庫	1.76	0.88	1	29	30	357	74%
洗濯機	0.8	0.4	2	43	45	397	77%
合計	9.22	4.61	6	155	161	1,394	56%

2.3　消費者の行動原理を踏まえた取組の方向性

2.3.1　過去のアンケート調査等による消費者の行動原理

消費者が不用品回収業者に排出しないようにするためには、消費者の行動を分析した上で、各主体が目標達成に向けた取組を実施することが重要である。

以下に、過去に実施した調査の結果から消費者の行動原理について整理した。

(1) 家電リサイクル法の認知状況調査（平成 24 年度環境省調査）

図 2-3 は、消費者の排出先の選択理由に関して調査した結果である。その結果、消費者が不用品回収業者を廃棄先として選択した最も多い理由は、「家まで取りに来てくれる、または引取先が近くにあったから」(53.0%）であり、次に多い理由が、「支払う費用が安い、または費用がかからないと思ったから」(47.6%）となっている。

これより、不用品回収業者等を利用する者は、主に排出利便性及び費用の問題から、不用品回収業者を選択している場合が多いことが窺われる。

一方で、小売店や指定引取場所に廃棄した者の選択理由において、「法律に基づく引取先だと思ったから」、「適切にリサイクルされると思ったから」という割合は、それぞれ 15%、25.4%に過ぎず、「買い替えの際に案内があったから」(63.3%)、「手続きや準備が簡単で引渡ししやすいと思ったから」(49.5%）などと比較して、主要な要因とはなっていないことが窺われる。

図 2-3　消費者の排出先別の選択理由

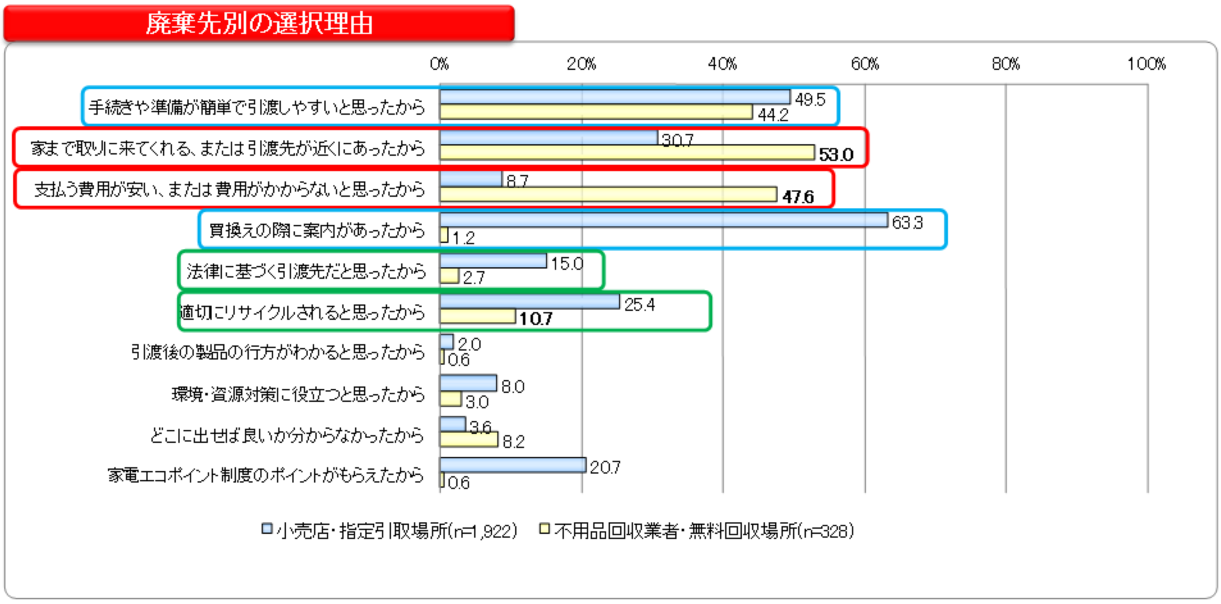

出所）産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会（第２０回）中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会小型電気電子機器リサイクル制度及び使用済製品中の有用金属の再生利用に関する小委員会使用済製品中の有用金属の再生利用に関するワーキンググループ（第５回）　合同会合 - 配付資料

(2) 再商品化料金の回収方式の変更に伴う消費者の排出動向に関する調査（平成 26 年度環境省調査）

平成 26 年度に環境省で実施した、「再商品化料金の回収方式の変更に伴う消費者の排出動向に関する調査」において、特定家庭用機器の排出及び引渡し場所・方法とその選定理由について調査したところ、「軽トラックや空き地で家電等を回収している不用品回収業者に引き渡した」理由として、すべての品目において「自分で運搬する必要がなく、家まで取りに来てくれるから」が最も多くなっている。また、「金銭的な理由（お金が得られる、引き渡す際に支払う費用が安くすむなど）」、「煩雑な手続きや準備をしなくてすむから」の割合も高くなっている（図 2-4 参照）。

この結果からも、排出利便性及び費用の問題から、不用品回収業者を選択している場合が多いことが窺われる。

図 2-4　品目別、排出先別の選択理由

	n	家電リサイクル法によって定められている引渡し先であると思ったから	適切な引渡先と考えたから	誰に引き渡せば良いか分からなかったから	新製品への買い替えの際に、小売店・販売店からの案内があったから	適切に処理・リサイクルされそうだったから	まだ使用する人がいれば有効に利用して欲しかったから	煩雑な手続きや準備をしなくてすむから	自分で運搬する必要がなく、家まで取りに来てくれるから	金銭的な理由（お金が得られる、引渡す際に支払う費用が安くすむなど）	その他
エアコン・全体	1000	279	162	20	257	40	24	76	88	45	9
	100.0	27.9	16.2	2.0	25.7	4.0	2.4	7.6	8.8	4.5	0.9
家電を販売している小売店にリサイクル料金を支払って引き渡した	711	252	102	4	245	9	0	49	41	7	2
	100.0	35.4	14.3	0.6	34.5	1.3	0.0	6.9	5.8	1.0	0.3
指定引取場所に自分で持ち込んで処分を依頼	33	7	13	5	3	3	0	2	0	0	0
	100.0	21.2	39.4	15.2	9.1	9.1	0.0	6.1	0.0	0.0	0.0
自治体に引き渡した（市区町村にごみとして廃棄）	30	3	6	6	3	5	0	3	2	2	0
	100.0	10.0	20.0	20.0	10.0	16.7	0.0	10.0	6.7	6.7	0.0
自治体が紹介する収集運搬業者に料金を支払って引き渡した	23	3	5	1	2	6	0	1	5	0	0
	100.0	13.0	21.7	4.3	8.7	26.1	0.0	4.3	21.7	0.0	0.0
軽トラック等や空き地で家電等を回収している不用品回収業者に引き渡した	58	4	2	1	0	10	7	5	17	12	0
	100.0	6.9	3.4	1.7	0.0	17.2	12.1	8.6	29.3	20.7	0.0
人目につかない場所（公園・空き地等）に置いた	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
リユース・中古品として売却した	19	1	3	2	0	0	5	2	0	6	0
	100.0	5.3	15.8	10.5	0.0	0.0	26.3	10.5	0.0	31.6	0.0
知人・友人等に譲渡・売却した	25	1	2	1	0	0	12	0	6	2	1
	100.0	4.0	8.0	4.0	0.0	0.0	48.0	0.0	24.0	8.0	4.0
引越しの際に、引越し業者に引き渡した・そのまま家に置いて行った	60	7	12	0	0	3	0	8	14	13	3
	100.0	11.7	20.0	0.0	0.0	5.0	0.0	13.3	23.3	21.7	5.0
その他	40	1	17	0	4	4	0	5	3	3	3
	100.0	2.5	42.5	0.0	10.0	10.0	0.0	12.5	7.5	7.5	7.5

【エアコン】

	n	家電リサイクル法によって定められている引渡し先であると思ったから	適切な引渡先と考えたから	誰に引き渡せば良いか分からなかったから	新製品への買い替えの際に、小売店・販売店からの案内があったから	適切に処理・リサイクルされそうだったから	まだ使用する人がいれば有効に利用して欲しかったから	煩雑な手続きや準備をしなくてすむから	自分で運搬する必要がなく、家まで取りに来てくれるから	金銭的な理由（お金が得られる、引渡す際に支払う費用が安くすむなど）	その他
ブラウン管式テレビ・全体	1000	305	192	25	156	45	38	65	98	67	9
	100.0	30.5	19.2	2.5	15.6	4.5	3.8	6.5	9.8	6.7	0.9
家電を販売している小売店にリサイクル料金を支払って引き渡した	505	212	84	8	147	9	0	18	22	3	2
	100.0	42.0	16.6	1.6	29.1	1.8	0.0	3.6	4.4	0.6	0.4
指定引取場所に自分で持ち込んで処分を依頼	110	43	32	5	4	5	0	6	0	12	3
	100.0	39.1	29.1	4.5	3.6	4.5	0.0	5.5	0.0	10.9	2.7
自治体に引き渡した（市区町村にごみとして廃棄）	78	23	29	3	1	8	0	5	5	3	1
	100.0	29.5	37.2	3.8	1.3	10.3	0.0	6.4	6.4	3.8	1.3
自治体が紹介する収集運搬業者に料金を支払って引き渡した	66	15	31	2	3	3	0	2	8	2	0
	100.0	22.7	47.0	3.0	4.5	4.5	0.0	3.0	12.1	3.0	0.0
軽トラック等や空き地で家電等を回収している不用品回収業者に引き渡した	144	3	8	4	0	16	19	21	47	25	1
	100.0	2.1	5.6	2.8	0.0	11.1	13.2	14.6	32.6	17.4	0.7
人目につかない場所（公園・空き地等）に置いた	3	0	1	0	0	0	0	0	0	2	0
	100.0	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	66.7	0.0
リユース・中古品として売却した	23	3	2	1	0	0	6	3	2	6	0
	100.0	13.0	8.7	4.3	0.0	0.0	26.1	13.0	8.7	26.1	0.0
知人・友人等に譲渡・売却した	23	2	0	1	0	0	12	3	3	2	0
	100.0	8.7	0.0	4.3	0.0	0.0	52.2	13.0	13.0	8.7	0.0
引越しの際に、引越し業者に引き渡した・そのまま家に置いて行った	26	3	5	1	0	1	0	6	6	4	0
	100.0	11.5	19.2	3.8	0.0	3.8	0.0	23.1	23.1	15.4	0.0
その他	22	1	0	0	1	3	1	1	5	8	2
	100.0	4.5	0.0	0.0	4.5	13.6	4.5	4.5	22.7	36.4	9.1

【ブラウン管テレビ】

	n	家電リサイクル法によって定められている引渡し先であると思ったから	適切な引渡先と考えたから	誰に引き渡せば良いか分からなかったから	新製品への買い替えの際に、小売店・販売店からの案内があったから	適切に処理・リサイクルされそうだったから	まだ使用する人がいれば有効に利用して欲しかったから	煩雑な手続きや準備をしなくてすむから	自分で運搬する必要がなく、家まで取りに来てくれるから	金銭的な理由（お金が得られる、引渡す際に支払う費用が安くすむなど）	その他
液晶・プラズマ式テレビ・全体	1000	321	139	38	198	47	57	63	78	52	7
	100.0	32.1	13.9	3.8	19.8	4.7	5.7	6.3	7.8	5.2	0.7
家電を販売している小売店にリサイクル料金を支払って引き渡した	593	259	77	9	172	10	0	29	35	1	1
	100.0	43.7	13.0	1.5	29.0	1.7	0.0	4.9	5.9	0.2	0.2
指定引取場所に自分で持ち込んで処分を依頼	78	28	24	7	9	5	0	1	0	4	0
	100.0	35.9	30.8	9.0	11.5	6.4	0.0	1.3	0.0	5.1	0.0
自治体に引き渡した（市区町村にごみとして廃棄）	62	12	19	9	6	10	0	2	4	0	0
	100.0	19.4	30.6	14.5	9.7	16.1	0.0	3.2	6.5	0.0	0.0
自治体が紹介する収集運搬業者に料金を支払って引き渡した	42	10	3	6	5	10	0	2	5	0	1
	100.0	23.8	7.1	14.3	11.9	23.8	0.0	4.8	11.9	0.0	2.4
軽トラック等や空き地で家電等を回収している不用品回収業者に引き渡した	86	4	3	4	0	7	13	17	21	15	2
	100.0	4.7	3.5	4.7	0.0	8.1	15.1	19.8	24.4	17.4	2.3
人目につかない場所（公園・空き地等）に置いた	6	0	0	1	0	3	0	0	0	2	0
	100.0	0.0	0.0	16.7	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0
リユース・中古品として売却した	46	1	7	1	2	0	11	2	4	18	0
	100.0	2.2	15.2	2.2	4.3	0.0	23.9	4.3	8.7	39.1	0.0
知人・友人等に譲渡・売却した	43	0	4	1	0	0	32	0	4	2	0
	100.0	0.0	9.3	2.3	0.0	0.0	74.4	0.0	9.3	4.7	0.0
引越しの際に、引越し業者に引き渡した・そのまま家に置いて行った	30	4	1	0	0	2	0	9	5	9	0
	100.0	13.3	3.3	0.0	0.0	6.7	0.0	30.0	16.7	30.0	0.0
その他	14	3	1	0	4	0	1	1	0	1	3
	100.0	21.4	7.1	0.0	28.6	0.0	7.1	7.1	0.0	7.1	21.4

【液晶・プラズマ式テレビ】

	n	家電リサイクル法によって定められている引渡し先であると思ったから	適切な引渡先と考えたから	誰に引き渡せば良いか分からなかったから	新製品への買い替えの際に、小売店・販売店からの案内があったから	適切に処理・リサイクルされそうだったから	まだ使用する人がいれば有効に利用して欲しかったから	煩雑な手続きや準備をしなくてすむから	自分で運搬する必要がなく、家まで取りに来てくれるから	金銭的な理由（お金が得られる、引渡す際に支払う費用が安くすむなど）	その他
冷蔵庫・冷凍庫・全体	1000	297	153	8	319	33	24	39	99	23	5
	100.0	29.7	15.3	0.8	31.9	3.3	2.4	3.9	9.9	2.3	0.5
家電を販売している小売店にリサイクル料金を支払って引き渡した	795	267	106	5	308	20	0	21	65	3	0
	100.0	33.6	13.3	0.6	38.7	2.5	0.0	2.6	8.2	0.4	0.0
指定引取場所に自分で持ち込んで処分を依頼	36	13	14	0	1	0	0	4	0	2	2
	100.0	36.1	38.9	0.0	2.8	0.0	0.0	11.1	0.0	5.6	5.6
自治体に引き渡した（市区町村にごみとして廃棄）	34	5	18	0	4	2	0	2	2	0	1
	100.0	14.7	52.9	0.0	11.8	5.9	0.0	5.9	5.9	0.0	2.9
自治体が紹介する収集運搬業者に料金を支払って引き渡した	16	3	5	0	2	2	0	0	4	0	0
	100.0	18.8	31.3	0.0	12.5	12.5	0.0	0.0	25.0	0.0	0.0
軽トラック等や空き地で家電等を回収している不用品回収業者に引き渡した	31	2	3	2	0	5	2	1	10	6	0
	100.0	6.5	9.7	6.5	0.0	16.1	6.5	3.2	32.3	19.4	0.0
人目につかない場所（公園・空き地等）に置いた	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
リユース・中古品として売却した	21	0	0	0	2	0	7	3	3	6	0
	100.0	0.0	0.0	0.0	9.5	0.0	33.3	14.3	14.3	28.6	0.0
知人・友人等に譲渡・売却した	21	0	1	0	0	0	14	2	3	1	0
	100.0	0.0	4.8	0.0	0.0	0.0	66.7	9.5	14.3	4.8	0.0
引越しの際に、引越し業者に引き渡した・そのまま家に置いて行った	27	6	4	0	0	2	0	4	8	3	0
	100.0	22.2	14.8	0.0	0.0	7.4	0.0	14.8	29.6	11.1	0.0
その他	18	1	2	1	2	1	1	2	4	2	2
	100.0	5.6	11.1	5.6	11.1	5.6	5.6	11.1	22.2	11.1	11.1

【冷蔵庫・冷凍庫】

	n	家電リサイクル法によって定められている引渡し先であると思ったから	適切な引渡先と考えたから	誰に引き渡せば良いか分からなかったから	新製品への買い替えの際に、小売店・販売店からの案内があったから	適切に処理・リサイクルされそうだったから	まだ使用する人がいれば有効に利用して欲しかったから	煩雑な手続きや準備をしなくてすむから	自分で運搬する必要がなく、家まで取りに来てくれるから	金銭的な理由（お金が得られる、引渡す際に支払う費用が安くすむなど）	その他
洗濯機･衣類乾燥機･全体	1000	283	145	22	307	30	20	52	106	32	3
	100.0	28.3	14.5	2.2	30.7	3.0	2.0	5.2	10.6	3.2	0.3
家電を販売している小売店にリサイクル料金を支払って引き渡した	782	254	99	12	296	16	0	32	69	4	0
	100.0	32.5	12.7	1.5	37.9	2.0	0.0	4.1	8.8	0.5	0.0
指定引取場所に自分で持ち込んで処分を依頼	36	14	13	2	1	3	0	2	0	1	0
	100.0	38.9	36.1	5.6	2.8	8.3	0.0	5.6	0.0	2.8	0.0
自治体に引き渡した（市区町村にごみとして廃棄）	24	2	16	1	2	2	0	1	0	0	0
	100.0	8.3	66.7	4.2	8.3	8.3	0.0	4.2	0.0	0.0	0.0
自治体が紹介する収集運搬業者に料金を支払って引き渡した	26	6	6	1	4	2	0	2	5	0	0
	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	0.0
軽トラック等や空き地で家電等を回収している不用品回収業者に引き渡した	57	2	2	3	0	5	6	11	19	8	1
	100.0	3.5	3.5	5.3	0.0	8.8	10.5	19.3	33.3	14.0	1.8
人目がつかない場所（公園・空き地等）に置いた	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
リユース･中古品として売却した	25	1	3	0	2	0	3	0	3	13	0
	100.0	4.0	12.0	0.0	8.0	0.0	12.0	0.0	12.0	52.0	0.0
知人･友人等に譲渡･売却した	17	0	2	0	0	0	10	0	1	4	0
	100.0	0.0	11.8	0.0	0.0	0.0	58.8	0.0	5.9	23.5	0.0
引越しの際に、引越し業者に引き渡した･そのまま家に置いて行った	23	3	3	2	0	1	0	3	8	1	2
	100.0	13.0	13.0	8.7	0.0	4.3	0.0	13.0	34.8	4.3	8.7
その他	9	1	1	1	2	0	1	1	1	1	0
	100.0	11.1	11.1	11.1	22.2	0.0	11.1	11.1	11.1	11.1	0.0

【洗濯機・衣類乾燥機】

(3) 効果的な普及啓発を行うための消費者の排出行動に関する調査（平成 26 年度経済産業省調査）

平成 26 年度の経済産業省の調査によると、家電の排出の際には大きく「買い替え」と「処分」の２通りの状況がある。「買い替え」の場合は、そのほとんどの場合が、家電量販等により家電リサイクル法ルートでの処理が実施されているが､一方で､「処分」のみの場合には、各人が有する「処理方法の認知」の違いにより状況が異なった。

具体的な消費者の選択肢としては、「家電リサイクル法のみ」、「家電リサイクル法以外の処理方法（不用品回収業者等のみ）」、「双方の選択肢を有する」というパターンがあった。特に、選択肢を複数有する場合、その後「処理方法の判断」が行われていた。消費者の大きな判断要因として、「①費用」、「②処理の手軽さ」、「③情報の身近さ」、「④倫理的判断」が挙げられる。消費者は、これらを総合的に判断した行動が取られていた（図 2-5 参照）。

図 2-5　消費者の排出行動分析図

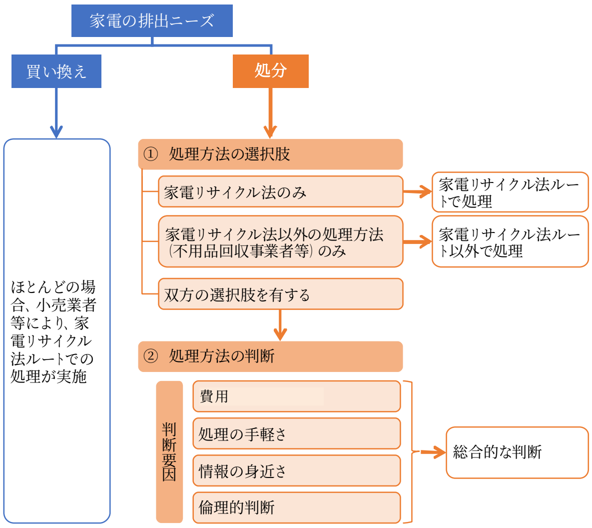

2.3.2　消費者の行動原理を踏まえた取組

2.3.1 に示した各調査結果を総合的に判断すると、買い替えの場合には、その多くが家電リサイクルルートに回されるものと想定されるが、処分のみの場合に不適正ルートに流れる可能性が高くなると想定される。

その主要な要因が、排出利便性及び金銭的な理由であると想定され、回収率向上のためには、これらの改善が必要である。

こうした消費者の行動原理を踏まえた回収促進へ向けた取組としては、下記の取組が挙げられる。

〇消費者の排出利便性向上（処理の手軽さ向上）のための取組

・買い替えではなく廃棄のみの場合（義務外品を含む。）の廃家電の回収体制構築

・郵便局券の活用利便性の向上（手続きの簡素化）

〇処理費用に関する取組

・リサイクル料金の透明化に関する取組

〇その他・情報の身近さに関する取組など

・適正な排出方法に加え、利便性の高い排出方法などの積極的な周知・広報の実施

2.4　エアコンの排出特性を踏まえた取組の方向性

2.4.1　エアコンの特殊性（他の家電 3 品目との相違点）と排出挙動

特定家庭用機器 4 品目のうち、エアコンは、他の 3 品目と比べ、購入、利用、性状、排出の面で、以下のような特殊性を有する。

(1) 購入特性

他の 3 品目が、各家庭において普及率がほぼ横ばいになっているのに対し、エアコンについては、普及率が引き続き増大しており（図 2-6）、他の 3 品目と比べ、新規購入、買い増しが多いと想定される。

そのため、現行の回収率は分母が出荷台数であるため、買い増しが多い場合、回収率が低く現れることとなる。

図 2-6　ルームエアコン・カラーテレビの普及率

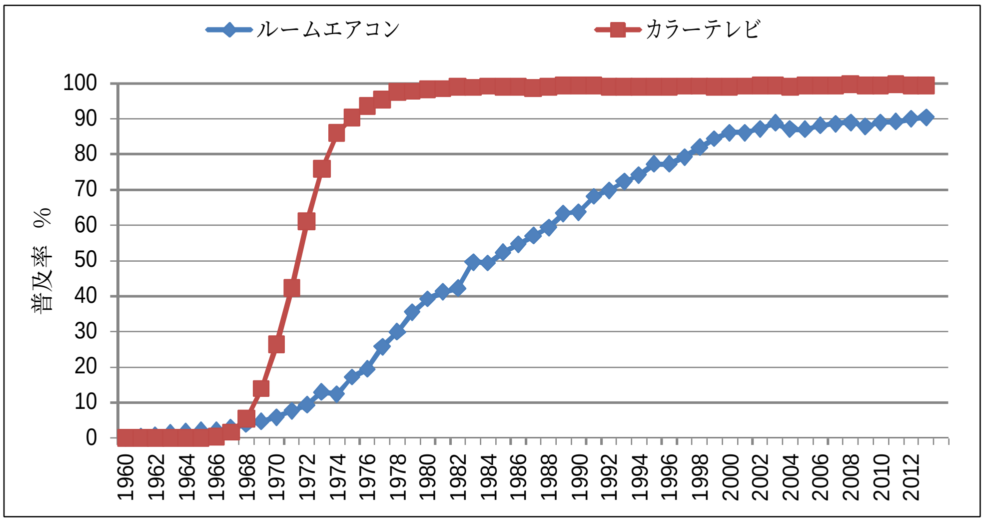

出所）内閣府　消費動向調査より作成

(2) 利用特性

他の家電 3 品目と比べ、エアコンは、特にその設置や取り外しについて専門的な技術が必要である。そのため、使用済みとなったとしても、消費者が自分で取り外し、搬出することは困難である。また、取り外しや再設置に費用がかかることから、いったん設置されると、そのまま長期間利用され続ける可能性が高い。

(3) 性状

エアコンは、他の家電 3 品目に比べ、比較的資源価値が高い（図 2-7 参照）。そのため、いったん取り外しがなされれば、不用品回収業者に売却でき、その後に、不法なスクラップ処理がされる可能性が高く、自治体や小売店等による監督がなければ、家電リサイクルルートに乗せることが困難となる。

図 2-7　製造業者等の再商品化等費用の内訳について（平成 25 年度）【抜粋】

	エアコン	テレビ	冷蔵庫・冷凍庫	洗濯機・衣類乾燥機
有価物売却収入（参考）	9,522	1,609	5,968	3,524

(4) 排出特性

前述のとおり、エアコンは、その設置や取り外しに関し、専門的な技術が必要であるため、使用済みとなったとしても、消費者が自分で取り外し、搬出することは困難である。そのため、他の家電 3 品目と比べ、消費者から不用品回収業者（違法な回収業者）に引渡しにくいことが想定される。

また、エアコンの場合、他の家電 3 品目と異なり、小売店ではなく、エアコンの取り外しを行う工務店（小売兼業を含む）が、消費者にとっての家電リサイクルへのインターフェースとなることが多い。その際、買い替えであれば小売店の監督が働くが、(1)（2）のとおり、他品目と比較して、エアコンの場合、買い替えは多くないため、排出（取外し）だけの場合、小売店の監督が効かない（消費者個人で購入した小売店に持ち込むか、自治体に相談しなければならない）。

取外しのみを行う工務店には、家電リサイクル法について説明する義務はなく、その結果、工務店が引き取ると言った場合、それを断る動機・インセンティブが消費者に働く可能性は低い。工務店が引き取った場合、エアコンの有する資源価値を踏まえれば、家電リサイクルルートに乗せることは期待しにくい。

さらに、建物の解体時にまとめて排出されるケースの場合、本来は発注者が解体前に取り外して適正に処理しなければならないが、エアコンをわざわざ（コストを掛けて）取り外し、家電リサイクルルートに乗せることは考えにくい。その結果、他の解体廃材とともに、産業廃棄物として、解体業者が排出事業者となって処理することとなるが、わざわざエアコンのみを家電リサイクルルートに乗せることは考えにくく、産廃業者にまとめて処理委託するか、他の鉄くず等とともにヤード業者に引き渡されることが想定される。

また、引越しに伴い排出される場合においても、引越業者の委託を受けた工務店が同様に対応するものと考えられる。

(5) その他

前述のとおり、エアコンの取り外しに関しては、専門的な技術が必要であるが、その知識のない業者によって取り外されると、エアコンの中に充填されたフロンが大気中に放出され、環境にも影響を与える可能性があることからも、他の品目より一層強化した取組を実施する必要がある。

2.4.2　エアコンの回収促進に向けた方策

2.4.1 に示すとおり、エアコンは他の品目とは異なる排出挙動・メカニズム（特殊性）を有しているため、他の 3 品目と同様の取組を行っても、回収率の向上が期待出来ない恐れがある。

逆に、当該メカニズムを分析し、エアコンに着目した独自の取組を進めることで、エアコンの回収率を大幅に上げることが出来る可能性があり、以下のような回収促進のための方策が想定される。

(1) 2.4.1 を踏まえた整理

2.4.1 で分析したエアコンの特殊性及びその排出挙動を踏まえると、他の 3 品目と比べ、エアコンの回収率が低くなる理由は、下記のとおり整理できる。

- 買い増しが多いため、出荷台数を分母とした場合、自ずから回収率が低くならざるを得ない。
- 消費者がエアコンを取り外し家電リサイクルルートに排出するためのインターフェースが、解体業者や工務店（小売兼業を含む。）であり、エアコンの資源価格の高さと相まって、家電リサイクルルートへ誘導することが期待出来ない。
- 買替えによる排出が少なく、小売店等の監督が働きにくい。

(2) 回収促進のための方策

(1) の分析結果を踏まえると、買い増しが多く、結果として回収率が低くなるのはやむを得ないとしても、エアコンの回収促進のためには、以下のような取組が考えられる。

- 排出の際のインターフェースである工務店（小売兼業を含む。）、解体業者への周知・指導・監督
- 建物の解体の際には、事前に発注者がエアコンを取り外す義務があることを改めて周知
- 取外しの際には、小売店や自治体が引き取る（古物商の許可のない工務店（小売兼業を含む。）が中古品として引き取ることはできない）旨、消費者に周知し、家電リサイクルルートへ誘導

2.4.3　回収促進に向けた各主体に想定される取組

2.4.2 に示したエアコンの回収促進へ向けた方策を、各主体の取組へと展開した場合、下記のような点が挙げられる。

〇小売業者

- 業務上、関係性を有する関連事業者（工務店等）への周知・監督

〇製造業者等

- 適正な排出方法について、消費者への普及啓発（エアコン取り外し時の対応）

〇国：

- 業界団体を通じた工務店（小売兼業を含む。）・解体業者への適正排出・適正処理に係る周知・指導
- 適正な排出方法について、消費者への普及啓発（エアコン取り外し時の対応）

〇市町村・都道府県

- 建設リサイクル法等の指導を通じた解体業者への適正排出･適正処理に係る周知・指導・監督
- 適正な排出方法について、住民への普及啓発（エアコン取り外し時の対応）

3. 各主体の基本的役割と目標達成に向けた個別の取組及びその評価・点検方法

3.1 各主体の基本的な役割

回収率目標達成に向けた各主体における基本的な役割として、以下の点が考えられる。

表 3-1　各主体の基本的な役割

主体	基本的な役割
消費者	・適正な排出 ・リサイクル料金の支払い
小売業者	・特定家庭用機器廃棄物の適正な引取り、引渡し ・小売業者の引取義務外品の回収体制構築への協力 ・収取運搬料金の設定 ・周知、広報の実施 ・販売員や委託先業者への教育
製造業者等	・リサイクル料金の設定 ・家電リサイクル券の利便性向上 ・市町村支援の実施 ・周知、広報の実施
国	・調査・報告の実施 ・基準・ガイドラインの策定 ・家電リサイクル法違反等に関する監督 ・周知、広報の実施 ・水際対策の徹底
市町村・ 都道府県	・廃棄物処理法を通じた違法業者の指導等 ・小売業者の引取義務外品の回収体制の構築 ・不法投棄の未然防止対策 ・周知、広報の実施

3.2 回収促進に向けた各主体の基本的な取組

報告書で提言された、家電リサイクル制度をより良いものとするために進めるべき施策のうち、回収促進に向けた取組は以下のとおり。

- 消費者の担うべき役割と消費者に対する効果的な普及啓発の実施
- リサイクル料金の透明化及び低減化
  - 製造業者等に対する報告徴収内容の細分化による料金の透明性の向上
  - 透明化の取組を通じた料金の低減化の検討
- 小売業者に引取義務が課せられていない特定家庭用機器廃棄物（いわゆる義務外品）の回収体制の構築等による排出利便性の向上
- 適正なリユースの促進

- ➢ 特定家庭用機器廃棄物の不適正処理に対する指導等の徹底
- ➢ 不法投棄対策及び離島対策の実施
  - ✧ 不法投棄対策に積極的に取り組む市町村への支援
  - ✧ 不法投棄対策未然防止事業協力及び離島対策事業協力の改善
- ➢ 小売業者の引渡義務違反に対する監督の徹底
- ➢ 廃棄物処分許可業者による処理状況等の透明性の向上
- ➢ 海外での環境汚染を防止するための水際対策の徹底

以下に、平成 27 年 1 月 30 日に開催された合同会合において提案された、報告書で提言されている回収促進に向けた各主体の取組及びその点検方法を示す。

3.2.1 消費者の取組と点検方法

報告書においては、回収促進へ向けた「消費者」の基本的な取組とその点検方法に関して、以下の内容が指摘されている。

表 3-2 消費者の取組と点検方法

取組内容	点検方法
●小売業者や市町村等の適正な主体への特定家庭用機器廃棄物の引渡し	消費者アンケートによる引渡先の確認結果の合同会合への報告
●リサイクル料金等の支払	同上
●家電リサイクル法に対する正しい理解と不適正な排出による環境影響への理解	同上

●：報告書第３章１．「消費者の視点からの家電リサイクル制度の改善のための具体的な施策」に記載された事項
■：報告書第３章２．「特定家庭用機器廃棄物の適正処理における具体的な施策」に記載された事項

3.2.2　小売業者の取組と点検方法

報告書においては、回収促進へ向けた「小売業者」の基本的な取組とその点検方法に関して、以下の内容が指摘されている。

表 3-3　小売業者の取組と点検方法

取組内容	点検方法
■特定家庭用機器廃棄物の適正な引取り・製造業者等への引渡し	報告徴収結果の合同会合への報告
■消費者に対する適正排出を促すための周知・広報の実施	周知・広報の実施状況について合同会合へ報告

●：報告書第３章１．「消費者の視点からの家電リサイクル制度の改善のための具体的な施策」に記載された事項
■：報告書第３章２．「特定家庭用機器廃棄物の適正処理における具体的な施策」に記載された事項

3.2.3　製造業者等の取組と点検方法

報告書においては、回収促進へ向けた「製造業者等」の基本的な取組とその点検方法に関して、以下の内容が指摘されている。

表 3-4　製造業者等の取組と点検方法

取組内容	点検方法
●透明化の取組を通じた料金の低減化の検討	資源売却益も含めた、細分化された様式を用いて合同会合に報告
●インターネットの活用を含む郵便局券の運用改善等	家電リサイクル券の運用改善等の状況について合同会合へ報告
■不法投棄未然防止事業協力等の改善を通じた市町村支援の更なる推進	両事業協力の申請等の状況について合同会合へ報告
■消費者に対する適正排出を促すための周知・広報の実施	周知･広報の実施状況について合同会合へ報告

●：報告書第３章１．「消費者の視点からの家電リサイクル制度の改善のための具体的な施策」に記載された事項
■：報告書第３章２．「特定家庭用機器廃棄物の適正処理における具体的な施策」に記載された事項

3.2.4　国の取組と点検方法

回収促進へ向けた「国」の基本的な取組とその点検方法に関して、以下の内容が指摘されている。

表 3-5　回収促進へ向けた国の基本的な取組とその点検方法

取組内容	点検方法
●回収率や回収台数の実績報告	回収率や回収台数の合同会合への報告
●フロー推計において推計でしか把握できていない情報の実態把握	推計でしか把握できていない情報の実態把握（実態を把握すべき数値は合同会合へ報告）
●小売業者に引取義務の課せられていない特定家庭用機器廃棄物の回収体制構築のため、回収体制に関するガイドラインの作成を通じた市町村の取組支援	義務外品の回収体制の構築状況等について合同会合への報告
■3.19 通知の自治体への周知徹底や具体的な事例集の作成	自治体への周知の状況を合同会合への報告
■不法投棄・不適正処理対策の好事例の収集・提供を通じた市町村の取組支援	不法投棄・不適正処理対策の好事例の収集・提供による支援状況の合同会合への報告
■消費者に対する適正排出を促すための周知・広報の実施	周知・広報の実施状況について合同会合へ報告
■小売業者への引渡義務違反に対する監督の徹底	立入検査件数と指導件数の合同会合への報告
■水際対策の徹底	経済産業省、環境省、税関及び自治体の情報共有等の連携状況について合同会合への報告

●：報告書第３章１．「消費者の視点からの家電リサイクル制度の改善のための具体的な施策」に記載された事項

■：報告書第３章２．「特定家庭用機器廃棄物の適正処理における具体的な施策」に記載された事項

3.2.5　市町村・都道府県の取組と点検方法

報告書においては、回収促進へ向けた「市町村・都道府県」の基本的な取組とその点検方法に関して、以下の内容が指摘されている。

表 3-6　市町村・都道府県の取組と点検方法

取組内容	点検方法
●小売業者に引取義務の課せられていない特定家庭用機器廃棄物の回収体制の構築（市町村）	義務外品の回収体制の構築状況等について合同会合への報告
■違法な廃棄物回収業者・処分業者の指導等の徹底（市町村・都道府県）	違法な廃棄物回収業者･処分業者の指導等状況（立入検査等の件数）の合同会合への報告
■消費者に対する適正排出を促すための周知・広報の実施（市町村・都道府県）	周知･広報の実施状況について合同会合へ報告
■特定家庭用機器廃棄物の不法投棄の未然防止対策の実施（市町村）	不法投棄対策の状況の合同会合への報告

●：報告書第３章１．「消費者の視点からの家電リサイクル制度の改善のための具体的な施策」に記載された事項
■：報告書第３章２．「特定家庭用機器廃棄物の適正処理における具体的な施策」に記載された事項

3.2.6　回収促進のための各主体の連携可能性

報告書において、廃家電の回収を促進していくためには、各主体が連携して取り組むことが重要であるとされており、平成 27 年１月 30 日に開催された合同会合において、各主体の連携可能性について下表のとおり整理されている。

表 3-7　回収促進のための各主体の連携可能性

主体	特徴・強み	連携可能性				
		連携した違法業者の取締り	効果的な周知・広報	不法投棄未然防止事業協力及び離島対策事業協力の更なる改善・積極的活用	義務外品の回収体制の推進	回収率の精度向上に必要となるﾃﾞｰﾀ収集への協力
国	・調査・報告の実施 ・基準・ガイドラインの策定 ・家電リサイクル法違反等に関する監督 ・政府広報媒体等を活用した周知・広報の実施 ・自治体との情報共有等の連携を強化した水際対策の徹底	国	国（取りまとめ）	国		国
製造業者等	・リサイクル料金の低減化 ・リサイクル料金の透明化 ・市町村支援（不法投棄・離島支援）の実施 ・家電リサイクル券の利便性向上 ・製造した製品を通じた周知・広報の実施 ・回収率の精度向上に必要となるデータ収集への協力（製造した製品を通じた協力）		製造業者等	製造業者等		製造業者等
小売業者	・引き取った特定家庭用機器廃棄物の適正な引渡し（特にエアコン） ・小売業者に引き取り義務の課せられていない特定家庭用機器廃棄物の回収体制の構築への協力 ・収集運搬料金の合理化・適正化 ・製品の販売を通じた周知・広報の実施 ・回収率の精度向上に必要となるデータ収集への協力（製造した製品を通じた協力）		小売業者		小売業者	小売業者
都道府県	・廃棄物処理法等を通じた違法業者の取締り ・都道府県広報媒体等を活用した違法業者の取締り ・建築解体物の所有者等に対する周知・広報 ・都道府県広報媒体等を活用した周知・広報	都道府県	都道府県	都道府県		
市町村	・小売業者に引き取り義務の課せられていない特定家庭用機器廃棄物の回収体制の構築 ・廃棄物処理法等を通じた違法業者の取締り ・市町村広報媒体等を活用した周知・広報 ・不法投棄の未然防止対策	市町村	市町村	市町村	市町村	市町村
消費者・事業者	・適正な排出 ・リサイクル料金の支払い				消費者	消費者
消費者団体等のNPO	・講演等を活用した周知・広報		NPO			
指定法人	・中小事業者からの委託を受けリサイクルの実施 ・不明不存在の製造業者等に代わりリサイクルの実施 ・新聞等を活用した周知・広報の実施 ・特定家庭用機器廃棄物の収集運搬及び再商品化等の実施に関する調査 ・消費者及び市町村からの照会の対応		指定法人（場の提供）			指定法人
リユース業者	・引き取った特定家庭用機器廃棄物の適正な引渡し ・収集運搬料金の合理化・適正化 ・製品の販売を通じた周知・広報の実施 ・回収率の精度向上に必要となるデータ収集への協力		リユース業者			リユース業者

3.3　目標達成に向けた個別取組と評価・点検方法

3.3.1　目標達成に向けた個別取組の全体像

回収率目標達成（回収促進）に向けた個別取組（アクションプラン）の全体像を、表 3-8 に示す。

報告書に提案された回収促進へ向けた各主体の基本的役割や施策を踏まえ、目標達成に向けた個別取組を体系化すると、不適正ルートへの排出を削減する「排出者による適正排出の促進」(①)、不適正な排出ルート自体を抑制する「違法業者・違法行為の対策・指導等」（②）及びその他の取組「流通フローの把握精度の向上・その他」（③）の３類型に分類できる。また、各類型に関し、取組項目（大項目）を示すと下記のとおりとなる。

① 排出者による適正排出の促進
  - ✧ 適正排出に係る排出者の理解・啓発
  - ✧ 排出者の経済的負担の軽減
  - ✧ 排出ルート・回収体制等の整備・強化

② 違法業者・違法行為の対策・指導等
  - ✧ 違法な業者・行為の指導等
    （廃棄物回収業者・スクラップ業者・ヤード業者等）
  - ✧ 水際対策
  - ✧ 不法投棄対策

③ 流通フローの把握精度の向上・その他

各取組項目（大項目）について、3.1 の各主体の基本的な役割を元にそれぞれの主体における取組（中項目）を整理すると表 3-8 のようになる。

また表 3-8 に示すように、小売業者、製造業者等、国、市町村・都道府県の各主体が、それぞれの立場と役割のもと、連携しながら回収促進に向けた取り組みを推進する一方で、消費者の理解と適正な取組が重要である。消費者には、家電リサイクル法に関する正しい理解、適正な排出、リサイクル料金の支払いが求められる。

表 3-8　回収率の目標達成（回収促進）に向けた個別取組（アクションプラン）の全体像

取組の類型	取組項目 (大項目)	各主体の回収促進に向けた取組内容（中項目） 消費者等の排出者	消費者団体等の NPO	小売業者	製造業者等	指定法人	国	市町村・都道府県
排出者による適正排出の促進	適正排出に係る排出者の理解促進・啓発	・家電リサイクル法に対する正しい理解と不適正な排出による環境影響への理解	・消費者等に対する適正排出を促すための周知・広報の実施	・消費者等に対する適正排出を促すための周知・広報の実施 ・販売員等の教育	・消費者等に対する適正排出を促すための周知・広報の実施		・消費者等に対する適正排出を促すための周知・広報の実施	・消費者等に対する適正排出を促すための周知・広報の実施
	排出者の経済的負担の軽減	・リサイクル料金等の支払	―	―	・リサイクル料金の透明化	―	・リサイクル料金の適正性の確認	―
	排出ルート・回収体制等の整備・強化	・小売業者や市町村等の適正な主体への特定家庭用機器廃棄物の引渡し	・適正なリユースの推進へ向けた協力	・特定家庭用機器廃棄物の適正な引取り・製造業者等への引渡し ・小売業者の引取義務外品の回収体制の構築への協力 ・廃家電の積極的な回収	・インターネットの活用を含む郵便局券の運用改善等 ・廃棄のみの場合の排出方法に関する案内	―	・小売業者の引取義務外品の回収体制構築支援による排出利便性の向上 ・小売業者の義務履行の促進 ・特定家庭用機器廃棄物の適正な引取り・引渡しの促進 ・適正なリユースの推進	・小売業者の引取義務外品の回収体制の構築 ・特定家庭用機器廃棄物の適正な引取り・引渡しの促進
違法業者・違法行為の対策・指導等	違法な業者・行為（廃棄物回収業者、スクラップ・ヤード業者等）の指導の徹底	―	―	・違法な廃棄物回収業者・処分業者等の指導に対する協力	・違法な廃棄物回収業者・処分業者等の指導に対する協力	―	・3.19 通知（平成 24 年）の自治体への周知徹底、具体的な事例集の作成 ・小売業者への引渡義務違反に対する監督の徹底 ・違法な廃棄物回収業者やスクラップ・ヤード業者の指導の徹底支援 ・違法な業者・行為等の取締りに向けた制度の検討	・違法な廃棄物回収業者・処分業者等の指導の徹底（廃棄物処理法等）
	水際対策	―	―	―	―	―	・水際対策の徹底	・水際対策への協力
	不法投棄対策	―	―	―	・不法投棄未然防止事業協力等の改善を通じた市町村支援	―	・不法投棄・不適正処理対策の好事例の収集・提供を通じた市町村の取組支援	・特定家庭用機器廃棄物の不法投棄の未然防止対策の実施
流通フローの把握精度の向上・その他		―	―	・流通フローの精度向上に必要となるデータ収集への協力	・回収率の精度向上に必要となるデータ収集への協力	―	・フロー推計に関し、推計でしか把握できていない情報の実態把握及びフロー推計の精度向上	・流通フローの精度向上に必要となるデータ収集への協力

表 3-9　各主体の連携関係

<table>
<tr><th rowspan="2">取組の類型</th><th rowspan="2">取組項目（大項目）</th><th rowspan="2">取組内容</th><th colspan="6">主体</th></tr>
<tr><th>消費者団体等のＮＰＯ</th><th>小売業者</th><th>製造業者等</th><th>指定法人</th><th>国</th><th>市町村・都道府県</th></tr>
<tr><td rowspan="4">排出者による適正排出の促進</td><td colspan="2">適正排出に係る排出者の理解促進・啓発</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr>
<tr><td colspan="2">リサイクル料金の透明化</td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td>○</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">排出ルート・回収体制等の整備・強化</td><td>小売業者の引取義務外品の回収体制の構築</td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td></tr>
<tr><td>適正なリユースの推進</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">違法業者・違法行為の対策・指導等</td><td colspan="2">違法な業者・行為の指導の徹底</td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td></tr>
<tr><td colspan="2">水際対策</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td></tr>
<tr><td colspan="2">不法投棄対策</td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td>○</td><td>○</td></tr>
<tr><td colspan="3">流通フローの把握精度の向上</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td>○</td><td>○</td></tr>
</table>

3.3.2　目標達成に向けた「小売業者」の個別取組と評価・点検方法

廃家電の回収促進（目標達成）に向けた小売業者による具体的な個別取組（小項目）と取組目標、評価点検方法に関しとりまとめたものを、表 3-10 に示す。

なお、インターネット販売及び通信販売をしている事業者については、国がその実態把握に取り組む必要はあるが、インターネット販売及び通信販売をしている事業者において、表 3-10 に示す取組を実施するよう導く必要がある。

表 3-10　小売業者の個別取組と評価・点検方法

（取組目標のカッコ内は、大手量販店の取組）

取組の類型	取組項目（大項目）	取組内容（中項目）	具体的な取組（小項目）	取組目標	評価･点検方法
排出者による適正排出の促進	適正排出に係る排出者の理解促進･啓発	･消費者等に対する適正排出を促すための周知･広報の実施	･重点広報期間（年末年始、夏のボーナス時等）を設け、積極的な広報を実施する。 ･来店時や販売時といった消費者と接する機会に積極的な広報（共通コンテンツを活用したわかりやすいチラシの配布や購入者への廃家電の引取りに関する声かけ運動等）を実施する。	･取組可能な店舗を選定し、その店舗において重点広報期間を年に１ヶ月程度設ける。 （全店舗において、重点広報期間を１ヶ月程度設けるよう努める。） ･消費者との接触機会を通じて、積極的な広報･周知活動を実施する（積極的な広報を全店舗で実施するよう周知し、全店舗での実施を目指す）。	･小売業者が重点広報期間の実施状況について把握し、国が合同会合にて報告する。 ･小売業者が広報の実施状況を把握し、国が合同会合にて報告する。
		･販売員等の教育	･顧客との直接的な関わりを有する販売員や小規模な小売店の店主等を対象とした家電リサイクル法に関する研修の実施や対応マニュアルの策定をする。	･団体等で開催される研修会に積極的に参加する（少なくとも年1回研修会を開催する）。 ･対応マニュアルを作成する小売業者については、関連する全店舗に対しマニュアルの共有化を図る。	･小売業者が研修の開催状況やマニュアルの作成状況について把握し、国が合同会合にて報告する。
	排出ルート･回収体制等の整備･強化	･特定家庭用機器廃棄物の適正な引取り･製造業者等への引渡し	･排出者からの適正な引取、製造業者等への引渡しの徹底 ･収集運搬を委託している小売業者については、委託先の収集運搬業者（工務店含む）の適正な監督と引取り、引渡し状況の把握 ･家電リサイクル券の適正な運用（発行･保管等）の実施 ･リユース品を取扱う場合は、「リユース･リサイクル仕分け基準の作成に係るガイドライン」をベースに、各小売業者において適切な仕分け基準を作成する。	･小売業者、委託先の収集運搬業者（工務店含む）による引取り、引渡し義務違反及び家電リサイクル券の運用に関する違反件数をゼロにする。 ･リユース品を取扱う全店舗で適切な仕分け基準を作成できるよう周知する。	･国は、立入検査及び報告徴収により小売業者の義務の履行状況を確認するとともに、その状況を公表 ･小売業者が仕分け基準の周知の状況を取りまとめて、国が合同会合で報告する。

取組の類型	取組項目（大項目）	取組内容（中項目）	具体的な取組（小項目）	取組目標	評価･点検方法
		･小売業者の引取義務外品の回収体制の構築への協力	･自治体からの小売業者の引取り義務外品に関する引取協力要請に対して積極的に対応する。 ･自治体からの要望に基づき、自治体の広報紙やホームページへの小売業者の引取り義務外品引取協力店としての掲載へ協力する。	･自治体からの引取協力要請や引取協力店としてのホームページ等への掲載要請に対して、積極的に協力する。 （対応可能な小売業者は、引取義務外品に関する引取協力要請への積極的対応について、全店舗に周知し、協力体制の構築を図るとともに、その対応状況について把握する。）	･小売業者が市町村からの小売業者の引取義務外品の回収体制構築に関する協力要請への対応状況を把握し、国が合同会合にて報告する。
		･廃家電の積極的な回収	･買換えに伴い発生した廃家電以外の引取り要請に対して積極的に対応する。	･買換えの場合以外の廃家電の引取要請に対して積極的に対応する。 （買換えに伴い発生した廃家電以外の積極的な引取りについて、全店舗に周知し、対応状況について把握する。）	･小売業者が過去に自社で販売した廃家電以外の引取り状況を把握し、国が合同会合にて報告する。
違法業者･違法行為の対策･指導等	違法な業者･行為（廃棄物回収業者、スクラップ･ヤード業者等）の指導の徹底	･違法な廃棄物回収業者･処分業者等の指導に対する協力	･違法な廃棄物回収業者やスクラップ･ヤード業者に関する自治体への情報提供を実施する。 ･収集運搬を委託している小売業者については、委託先の収集運搬業者（工務店含む）の適正な監督と引取り、引渡し状況の把握する（再掲）。	･市町村による指導等の強化に協力する。 ･委託先の収集運搬業者（工務店含む）による引取り、引渡し義務違反件数をゼロにする。（再掲）	･国は、違法な業者に排出される家電の台数を把握し、合同会合で報告する。
流通フローの把握精度の向上･その他		･流通フローの精度向上に必要となるデータ収集への協力	･引渡先について正確に把握 ･買換え、廃棄のみの台数をできる限り把握する（委託先の収集運搬業者、工務店を含む。）。	･すべての小売店において、引渡先を正確に把握する。 ･国において、買換え、買い増し台数が把握できるよう協力する。	･国は、精緻化された流通フローをとりまとめ、合同会合で報告する。

※取組目標を明示していない項目については、平成 30 年度を目標年次とする。

3.3.3　目標達成に向けた「製造業者等」の個別取組と評価・点検方法

廃家電の回収促進（目標達成）に向けた製造業者等による具体的な個別取組（小項目）と取組目標、評価点検方法に関しとりまとめたものを、表 3-11 に示す。

表 3-11　製造業者等の個別取組と評価・点検方法

取組の類型	取組項目 （大項目）	取組内容 （中項目）	具体的な取組 （小項目）	取組目標	評価・点検方法
排出者による適正排出の促進	適正排出に係る排出者の理解促進・啓発	・消費者等に対する適正排出を促すための周知・広報の実施	・Web サイト、カタログ、取扱説明書等による普及啓発を実施する（わかりやすい場所への掲載等）。 ・プラント見学会及び展示会等での普及啓発を実施する。 ・普及広報WGで協議し、施策を実行する。 ・消費者代表の方々との懇談会を実施する。 ・指定法人における消費者向けサイトについて、更に消費者の利便性を高める。	・すべての製造業者等が少なくとも1つ以上の媒体で普及啓発を実施する。 ・リサイクルプラントの見学者数の維持・増加に努める。 ・普及広報WGや消費者代表との懇談会を通じた新たな普及啓発方法の提案をする。 ・指定法人における消費者向けサイトから、義務外品の回収体制を構築した市町村のHPへのリンクを貼り、連携を図る。	・製造業者等が普及広報活動の実施状況を取りまとめて、国が合同会合にて報告する。 ・製造業者等が普及広報WGや消費者との懇談会での検討内容及び新たな普及啓発内容を取りまとめ、国が合同会合で報告する。
	排出者の経済的負担の軽減	・リサイクル料金の透明化	・リサイクル費用の内訳に関する情報について、可能な範囲での国へ提供する。	・情報提供可能な情報について検討し、提供する。	・国は、製造業者等からの情報提供の状況とその活用状況について合同会合へ報告する。
	排出ルート・回収体制等の整備・強化	・インターネットの活用を含む郵便局券の運用改善等	・郵便局券の活用利便性向上の方策について検討する。	・郵便局券の活用利便性向上のための方策について実施する。	・製造業者等が郵便局券の活用利便性のための方策の検討状況や実施状況を把握し、国が合同会合にて報告する。
		・廃棄のみの場合の排出方法に関する案内	・Web サイト、カタログ、取扱説明書等による案内を実施する。	・製造業者等は少なくとも1つ以上の媒体で案内を実施する。	・製造業者等が実施した案内の状況について把握し、国が合同会合に報告する。
違法業者・違法行為の対策・指導等	不法投棄対策	・不法投棄未然防止事業協力等を通じた市町村支援	・「不法投棄未然防止事業協力」及び「離島対策事業協力」の申請書類の簡素化や内容改善を検討する。	・「不法投棄未然防止事業協力」及び「離島対策事業協力」の申請書類の簡素化や内容改善について、第三者委員会の検討結果に基づき実施する。	・製造業者等が不法投棄未然防止・離島対策事業協力の実施状況をとりまとめ、国が合同会合で報告する。
流通フローの把握制度の向上・その他		・回収率の精度向上に必要となるデータ収集への協力	・国が毎年度実施するフロー推計調査に対し、製品製造の観点からのデータ提供等、協力をする。	・フロー推計調査に協力する。	・国は、精緻化された流通フローをとりまとめ、合同会合で報告する。

※取組目標を明示していない項目については、平成 30 年度を目標年次とする。

3.3.4　目標達成に向けた「国」の個別取組と評価・点検方法

廃家電の回収促進（目標達成）に向けた国による具体的な個別取組（小項目）と取組目標、評価点検方法に関しとりまとめたものを、表 3-12 に示す。

表 3-12　国の個別取組と評価・点検方法

取組の類型	取組項目 (大項目)	取組内容 (中項目)	具体的な取組 (小項目)	取組目標	評価・点検方法
排出者による適正排出の促進	適正排出に係る排出者の理解促進・啓発	【国】 ・消費者等に対する適正排出を促すための周知・広報の実施	・国や自治体、事業者などが共通して使用できる広報コンテンツを作成し、各主体と連携した啓発を実施する。	・平成 28 年度までに共通の広報コンテンツを作成する。 ・各主体と連携した広報活動を実施する。	・国は、広報コンテンツの作成状況、各主体と連携した広報活動の実施状況やその効果を合同会合で報告する。
	排出者の経済的負担の軽減	【国】 ・リサイクル料金の適正性の確認	・報告徴収の結果を確認の上、製造業者等に適宜照会やヒアリングを実施し、適正な原価を著しく上回っている場合は、助言、情報共有等を通じての料金の適正化を図る。	・平成 30 年度までにリサイクル料金の適正性を判断できるよう、必要な情報と判断するための知見を得た上で、適正性の確認を行う。	・国は、リサイクル料金の適正性の確認状況を合同会合で報告する。
	排出ルート・回収体制等の整備・強化	【環境省】 ・小売業者の引取義務外品の回収体制構築支援による排出利便性の向上	・市町村における小売業者の引取義務外品の回収体制の構築状況を把握する。 ・自治体職員に「小売業者の引取義務外品の回収体制構築に向けたガイドライン」の内容を積極的に周知する。	・全ての市町村において小売業者の引取義務外品の回収体制を構築できるよう支援する。 ・毎年度、自治体職員に説明する機会を設ける。	・国は、毎年度、市町村における小売業者の引取義務外品の回収体制の構築状況を把握し、合同会合で報告する。
		【国】 ・小売業者の義務履行の促進	・立入検査及び報告徴収を通じて、小売業者（インターネット販売事業者等を含む。）による義務の履行状況を把握するとともに、周知を行う。 ・インターネット販売事業者の販売実態・引取実態等に関する調査を行う。	・小売業者（インターネット販売事業者等を含む。）による義務の履行状況を把握 ・インターネット販売事業者を対象とした説明会を実施	・国は、小売業者（インターネット販売事業者等を含む。）による義務の履行状況、立入検査の実施状況を公表する。 ・国は、インターネット販売事業者等を対象とした説明会の実施状況を合同会合で報告する。
		【国】 ・特定家庭用機器廃棄物の適正な引取り・引渡し	・業界団体を通じて、工務店・解体業者への適正排出・適正処理に係る周知・指導を行う。	・平成 28 年度までに工務店・解体業者に対する周知の機会を設ける。	・国は、工務店・解体業者に対する周知の状況を合同会合で報告する。
		【環境省】 ・適正なリユースの推進	・優良なリユース業者の情報を発信する。 ・適正なリユースを推進するための方策を検討する。	・優良なリユース業者に関する情報発信の実施 ・平成 30 年度まで引き続き、リユース業界や有識者との意見交換を実施し、方策の検討を進める。	・国は、優良なリユース業者に係る情報発信状況と意見交換の状況を合同会合等で報告する。
違法業者・違法行為の対策・指導等	違法な業者・行為（廃棄物回収業者、スクラップ・ヤード業者等）の指導の徹底	【環境省】 ・3.19 通知（平成 24 年）の自治体への周知徹底、具体的な事例集の作成	・違法な廃棄物回収業対策の必要性について、自治体職員に積極的に周知する。 ・3.19 通知等を使って、違法な廃棄物回収業者対策を積極的に行っている自治体の事例を収集・整理し、全国の自治体へ提供する。	・毎年度、自治体職員に説明する機会を設ける。 ・平成 27 年度中に自治体による優良な取組事例集を作成し、毎年度全国の自治体へ周知 ・引き続き自治体における取組事例を収集し、更新する。	・国は、自治体職員への周知状況を、合同会合で報告する。 ・国は、優良な取組事例集を合同会合で紹介するとともに、全国の自治体への周知状況を合同会合で報告する。

取組の類型	取組項目（大項目）	取組内容（中項目）	具体的な取組（小項目）	取組目標	評価･点検方法
		【国】 ･小売業者への引渡義務違反に対する監督の徹底	･立入検査及び報告徴収を通じて、小売業者（委託先の収集運搬業者等を含む）の引渡義務違反の実態を調査する。	･インターネット販売事業者、中古品販売事業者等を含め、小売業者（委託先の収集運搬業者等を含む）への立入検査を毎年度460件程度実施する。	･国は、小売業者による義務の履行状況、立入検査の実施状況を公表する。
		【環境省】 ･違法な廃棄物回収業者やスクラップ･ヤード業者の指導の徹底支援	･モデル地区、重点期間等を設定し、警察、自治体等と連携して、違法な廃棄物回収業者に対する指導等を促進する。 ･違法な廃棄物回収業者の指導等について、警察庁との意見交換を行う。	･モデル地区、重点期間等を設定し、違法な廃棄物回収業者の指導等を実施する。 ･平成28年度までに警察庁との意見交換を行い、自治体における指導等の支援の在り方について検討する。	･国は、モデル地区、重点期間における指導等の状況を合同会合等で報告する。
		【国】 違法な業者･行為等の取締りに向けた制度の検討	･上記の取組の効果を踏まえつつ、取締り強化に向けた制度の検討を行う。	･上記の取組の成果を踏まえ、次回の家電リサイクル法の見直しに向けて、必要に応じて、課題を整理する。	･国は、違法な業者･行為等に係る指導の状況を把握するとともに、制度検討を開始した場合は、その状況について合同会合で報告する。
	水際対策	【国】 ･水際対策の徹底	･税関、自治体と連携した取締りを実施する。 ･水際対策に関する現行制度の点検等を行いつつ、廃棄物等の不適正輸出対策の強化方策を検討する。 ･使用済み電気･電子機器の輸出時における中古品判断基準を見直する。	･平成30年度までに不正に海外に流出する家電をできる限り低減する。	･国は、不正に海外に流出する家電の台数を把握し、合同会合で報告する。 ･国は、廃棄物等の不適正輸出対策の強化方策等に係る検討状況（中古品判断基準の見直しに係るものを含む。）を合同会合で報告する。
	不法投棄対策	【環境省】 ･不法投棄･不適正処理対策の好事例の収集･提供を通じた市町村の取組支援	･不法投棄･不適正処理対策に係る好事例を収集し、事例集を作成する。 ･「不法投棄未然防止事業協力」について、自治体職員への説明の機会を捉えた周知等、当該事業の活用を促進する。	･平成27年度中に不法投棄･不適正処理対策に係る事例集を作成し、全国の自治体へ周知 ･毎年度、自治体職員に説明する機会を設ける。	･国は、事例集を合同会合で紹介するとともに、全国の自治体への周知状況を合同会合で報告する。 ･国は、自治体職員への周知状況を合同会合で報告する。
流通フローの把握制度の向上･その他		【国】 ･フロー推計に関し、推計でしか把握できていない情報の実態把握及びフロー推計の精度向上	･排出台数等の推計精度の向上及び推計でしか把握できていない情報の実態把握のための方策について検討する。 ･可能な範囲で複数手法による回収状況等の情報を確認する。	･平成31年度までに、排出台数を分母とした回収率目標が設定できるよう、排出台数の推計精度向上を目指す。	･国は、毎年度、使用済家電製品の流通フローと排出台数等の精度向上のための取組について合同会合で報告する。

※取組目標を明示していない項目については、平成30年度を目標年次とする。

3.3.5　目標達成に向けた「市町村・都道府県」の個別取組と評価・点検方法

廃家電の回収促進（目標達成）に向けた市町村・都道府県による具体的な個別取組（小項目）と取組目標、評価点検方法に関しとりまとめたものを、表 3-13 に示す。

表 3-13　市町村・都道府県の個別取組と評価・点検方法

取組の類型	取組項目（大項目）	取組内容（中項目）	具体的な取組（小項目）	取組目標	評価・点検方法
排出者による適正排出の促進	適正排出に係る排出者の理解促進・啓発	【市町村・都道府県】 ・消費者等に対する適正排出を促すための周知・広報の実施	・適正排出の方法に関し、市町村のHP、広報紙、ごみカレンダー等の媒体を通じて住民に対する周知・広報を実施する。 ・地域の NPO 等と連携し、環境イベント等を通じて、家電リサイクル法や義務外品への対応等について告知を図る。	・すべての自治体が適正排出に関する住民への周知・広報を実施する。	・国は、全国の市町村や都道府県における周知・広報の実施状況やその効果を把握し、合同会合にて報告する。
	排出ルート・回収体制等の整備・強化	【市町村】 ・義務外品の回収体制の構築	・「小売業者の引取義務外品の回収体制構築に向けたガイドライン」をベースに、小売業者等と連携・協力をしながら、利便性の高い回収体制を整備する。 ・廃家電の回収方法（義務外品を含む。）を示したHPを作成・修正した場合は速やかに国を経由して指定法人へ連絡を入れる。	・すべての市町村において、義務外品の回収体制を構築する。	・国が全国の市町村における、義務外品の回収体制の構築状況及び構築した体制の運用状況を把握し、合同会合で報告する。
		【都道府県】 ・特定家庭用機器廃棄物の適正な引取り・引渡しの促進	・事業者に対する建設リサイクル法等の指導の機会に合わせて、残置家電の適正な処理・処分方法について周知を行う。	・すべての都道府県において、建設業者に対する指導に合わせて残置家電の適正な処理・処分方法について周知を行う。	・国は、全国の都道府県における周知の状況を把握し、合同会合で報告する。
違法業者・違法行為の対策・指導等	違法な業者・行為（廃棄物回収業者、スクラップ・ヤード業者等）の指導の徹底	【市町村・都道府県】 ・違法な廃棄物回収業者・処分業者等の取締りの徹底（廃棄物処理法等）	・3.19 通知及び国から提供される事例集等をもとに、違法な廃棄物回収業者・処分業者等に対する指導等を実施する。 ・国（環境省）が設定するモデル地区、重点期間において、地方環境事務所、警察、都道府県、他自治体等の関係機関と連携した指導等を実施する。	・すべての市町村・都道府県において違法な廃棄物回収業者や処分業者に対する指導等を実施する。	・国は、違法な業者へ排出された家電の台数をとりまとめ、合同会合で報告する。 ・国は、全国の市町村・都道府県における指導状況を把握し、合同会合で報告する。

取組の類型	取組項目 （大項目）	取組内容 （中項目）	具体的な取組 （小項目）	取組目標	評価・点検方法
	水際対策	【市町村・都道府県】 ・水際対策への協力	・地方環境事務所や税関への情報共有等の連携を強化する。	・平成 30 年度までに不正に海外に流出する家電をできる限り低減できるよう協力する。	・国は、不正に海外へ流出された家電の台数をとりまとめ、合同会合で報告する。 ・全国の市町村・都道府県の協力状況を把握し、合同会合で報告する。
	不法投棄対策	【市町村】 ・特定家庭用機器廃棄物の不法投棄の未然防止対策の実施	・効果的な監視カメラ・看板の設置、監視パトロールの強化といった更なる不法投棄対策を実施 ・小売業者や、タクシー・トラック・宅配業者、郵便局等と連携し、監視体制を強化する。 ・家電製品協会が実施する「不法投棄未然防止事業協力」及び「離島対策事業協力」の活用。	・平成 30 年度までに不法投棄台数を平成25 年度比50％にする。	・国は、不法投棄台数をとりまとめ、合同会合で報告する。
流通フローの把握制度の向上・その他		【市町村】 ・流通フローの精度向上に必要となるデータ収集への協力	・不法投棄された廃家電の回収台数を把握する。	・不法投棄された廃家電の回収台数を把握していない市町村をゼロにする。	・国は不法投棄台数を反映したフロー推計を作成し、合同会合で報告する。

※取組目標を明示していない項目については、平成 30 年度を目標年次とする。

4. 目標達成に向けた全体の進捗管理（ＰＤＣＡサイクル）

4.1 回収率を踏まえたアクションプランフォローアップ

4.1.1 出荷台数ベースでの回収率のフォローアップ

回収率に関しては、1.3 節で示したとおり、出荷台数ベースでの算出方法に基づいたものが、回収率目標として家電リサイクル法の基本方針で定められている。

従って、毎年度、出荷台数ベースでの回収率を把握するとともに、各主体の回収促進へ向けた取組の進捗状況を確認していく必要がある。

4.1.2 その他の項目によるフォローアップ

回収率目標を達成するためには、出荷台数ベースでの回収率を定期的に確認するとともに、目標達成が困難と想定される場合は、要因分析を行いつつ、追加的な取組を検討し、各主体の取組の強化を図ることが必要である。

そのため、出荷台数ベースでの回収率の算出、各主体の取組の進捗状況の把握とともに、下記のようなモニタリング指標についても併せて確認し、要因分析に用いることで、各主体の取組状況について、取組目標に照らしたフォローアップを行う必要がある。

① 排出台数（推計）ベースの回収率

回収率目標設定の目的に合致する排出台数（推計）ベースの回収率についてもモニタリングし、出荷台数ベースの回収率とその趨勢を比較・分析し、大きく異なるようであればその要因を分析する。

② 品目ごとの回収率

家電 4 品目について、品目別の回収率を、出荷台数ベース、排出台数（推計）ベースで算出し、モニタリングする。その結果、取組が遅れている品目があれば、当該品目に着目した取組を検討する。

③ 不法投棄台数及び国内外スクラップ台数

回収率目標を達成するための直接的なターゲットである、不法投棄台数及び国内外スクラップ台数についてモニタリングをする。

ただし、現在推計となっている国内外スクラップ台数について、推計精度を向上させる必要がある。

④ リユース台数

リユースの状況を把握するため、リユース台数についてモニタリングをする。

ただし、リユース台数についても、現在推計となっており、推計精度を向上させる必要がある。

⑤　重量ベースによる回収量

資源回収量を評価するため、重量ベースによる回収量をモニタリングする。

さらに、これらのモニタリングを通じて、毎年度、回収率目標達成に向けた我が国全体の取組の進捗状況を評価し、合同会合において報告し、公表することとする。

4.2　アクションプランの見直し

フォローアップの結果、そのままでは目標達成が難しい場合などは、要因分析を行った上で、随時アクションプランを見直し、合同会合において報告することとする。

5.　検討会の概要

5.1　委員・オブザーバ

（○は座長）

○石川　雅紀	神戸大学大学院経済学研究科教授
大石　美奈子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会理事・環境委員長
織　　朱實	上智大学大学院地球環境学研究科教授
川口　守幸	一般財団法人家電製品協会家電リサイクル委員会委員
北原　國人	全国電機商業組合連合会会長
鬼沢　良子	特定非営利活動法人持続可能な社会をつくる元気ネット事務局長
佐々木　五郎	公益社団法人全国都市清掃会議専務理事
高橋　修	株式会社ケーズホールディングス執行役員 CSR 部長
田崎　智宏	国立研究開発法人国立環境研究所資源循環・廃棄物研究センター循環型社会システム研究室長
武藤　雅喜	一般財団法人家電製品協会指定法人業務センター長

※オブザーバ：経済産業省商務情報政策局情報通信機器課環境リサイクル室

5.2　スケジュール

時期・検討会等	議題案等
平成 27 年 10 月 13 日 10:00～12:30 第１回検討会	・回収促進に向けた取組・点検方法に係るこれまでの検討 ・アクションプラン構成案の検討 ・各主体の本年度の取組（各主体のプレゼン）
平成 27 年 11 月 30 日 15:00～17:00 第２回検討会	・回収率目標達成アクションプラン（たたき台）の提示 ・各主体の回収促進に向けた個別取組（案）や評価・点検方法に係る検討
平成 27 年 12 月 14 日 10:00～12:00 第３回検討会	・回収率目標達成アクションプラン（案）の提示・決定

特定家庭用機器廃棄物回収率目標達成アクションプラン

平成 28 年 1 月

廃家電の回収率向上に向けたアクションプラン及び取組状況の検証に
関する検討会